

確定測量業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

| 改正後 (R5.10.1) | 現 行(R3.10.1) |
|---|--|
| <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)「検査員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第<u>32</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(5)「主任技術者」とは、現場における測量業務等の技術上の管理をつかさどる者で受注者が定めた者をいう。</p> <p>第4条～第12条 [略]</p> <p>第13条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、<u>（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」）が実施している業務実績情報システム（テクリス）</u>に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」を<u>テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで</u>、受注時は契約締結後、15日（<u>土曜日、日曜日、祝日</u>等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（<u>土曜日、日曜日、祝日</u>等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</u></p> <p>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関<u>発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。</u></p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間（<u>土曜日、日曜日、祝日</u>等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>第14条～第18条 [略]</p> <p>第21条 検査 1 [略]</p> | <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)「検査員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第<u>31</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(5)「主任技術者」とは、現場における測量業務等の技術上の管理をつかさどる者で<u>契約書第11条1項の規定に基づき、</u>受注者が定めた者をいう。</p> <p>第4条～第12条 [略]</p> <p>第13条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し、</u>受注時は契約締結後、15日（<u>休日</u>等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（<u>休日</u>等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（<u>休日</u>等を除く）以内に、<u>書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間（<u>休日</u>等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>第14条～第18条 [略]</p> <p>第21条 検査 1 [略]</p> |

確定測量業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

| 改正後 (R5.10.1) | 現 行 (R3.10.1) |
|---|---|
| <p>2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に<u>直接</u>要する費用は受注者の負担とする</p> <p>3 [略]</p> | <p>2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする</p> <p>3 [略]</p> |
| <p>第22条～第23条 [略]</p> | <p>第22条～第23条 [略]</p> |
| <p>第24条 条件変更等</p> <p><u>1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</u></p> <p><u>2 監督員が受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</u></p> | <p>第24条 条件変更等</p> <p><u>1 監督員が受注者に対して測量業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下測量業務の変更）という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</u></p> <p><u>(1)第16条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。</u></p> <p><u>(2)天災その他の不可抗力による損害。</u></p> <p><u>(3)その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合</u></p> |
| <p>第24条 契約変更</p> <p>1 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 契約書第<u>31</u>条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場</p> <p>2 [略]</p> | <p>第24条 契約変更</p> <p>1 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 契約書第<u>19</u>条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>第25条～第30条 [略]</p> | <p>第25条～第30条 [略]</p> |
| <p>第31条 再委託</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型作成、速記録の作成、アンケート票の配付、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合<u>には</u>、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し<u>測量業務等の実施について</u>適切な指導、管理のもとに測</p> | <p>第31条 再委託</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、アンケート票の配付、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特別仕様書に定める事項とする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>第1項及び第2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければなら</p> |

確定測量業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

| 改正後（R5.10.1） | 現 行(R3.10.1) |
|---|--|
| <p>量業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中<u>に再委託してはならない。</u></p> <p>第32条 [略]</p> <p>第33条 守秘義務 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。<u>ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</u></p> <p>第34条 個人情報の取扱い 1～2 [略] 3 取得の制限 <u>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u></p> <p>第34条 安全等の確保 1 受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 <u>[削る]</u></p> <p>2～8 [略]</p> <p>第35条～第41条 [略]</p> | <p>ない。 なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中<u>であってはならない。</u></p> <p>第32条 [略]</p> <p>第33条 守秘義務 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>第34条 個人情報の取扱い 1～2 [略] 3 取得の制限 <u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p>第34条 安全等の確保 1 受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 <u>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</u> <u>(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</u> <u>(3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならぬ</u></p> <p>2～8 [略]</p> <p>第35条～第41条 [略]</p> |